

介護保険料改定のお知らせ

ー基準額の見直しー

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、町の介護サービス費用が賄えるよう算出された基準額を基に3年ごとに改定されます。

令和6年度から令和8年度の介護保険料は、下表のとおり第5段階の月額5,500円を基準として、所得に応じた負担となるよう本人の前年の所得や世帯の住民税課税状況などにより13段階に分かれています。

介護保険は、社会全体で介護が必要な方を支えていく制度です。介護保険料は介護保険を運営していくための大切な財源ですので、介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

問合せ先／介護福祉課介護保険係 ☎ 2-2171 内線 (525)

所得段階	対象者	保険料率	保険料・年額 (月額) (円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 × 0.285	18,810 (1,568)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 	基準額 × 0.485	32,010 (2,668)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方 	基準額 × 0.685	45,210 (3,768)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 × 0.90	59,400 (4,950)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方 	基準額 × 1.00	66,000 (5,500)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 × 1.20	79,200 (6,600)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	基準額 × 1.30	85,800 (7,150)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額 × 1.50	99,000 (8,250)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 	基準額 × 1.70	112,200 (9,350)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 	基準額 × 1.90	125,400 (10,450)
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 	基準額 × 2.10	138,600 (11,550)
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 	基準額 × 2.30	151,800 (12,650)
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 	基準額 × 2.40	158,400 (13,200)